

## 剣淵町中小企業等U I Jターン者就業奨励金支給事業のお知らせ

少子高齢化に伴う人口減少が進む中、地方での定住や移住を希望する方の確保が重要になっていますが、剣淵町では、中小企業などへの新規就業者に対し奨励金を支給することにより、定住人口の確保と定着を図ります。

### 【対象者】

- ・剣淵町に在住し、中小企業などに平成 27 年 4 月 1 日以降に就業した方（町外からおおむね 1 年以内に移住した方も含む）
- ・町内在住の新規学卒の方で、おおむね 1 年以内に町内の中小企業などに就業した方
- ・就業時の年齢が 45 歳未満で、3 年以上の就業が見込まれること  
中小企業など…中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する会社および個人、社会福祉法人、NPO 法人、農事組合法人など

U I J ターン者…町外に 1 年以上居住し、町内に居住した方

※農商工業新規就業奨励金の対象者はこの事業の対象者にはなりません。

### 【支給金額】

就業の月か移住の月から 1 月につき 2 万円を 2 年間支給します。（計 48 万円）

奨励金の支給は、4 月と 10 月の年 2 回です。

### 【支給申請など】

専用の支給申請書を提出してください。支給開始の年から 3 年間、毎年 12 月 31 日までに 1 年間の就業状況を報告しなければなりません。

### 【返還】

次のいずれかに該当するときは、奨励金の全部または一部の返還が必要になります。

- ・支給期間中に就業を中止したとき。
- ・新規就業から 3 年以上就業を継続しなかったとき。
- ・虚偽その他不正な手段により支給を受けたと認められたとき。

### 【事業期間】

平成 32 年 3 月 31 日までとします。

### 【お問い合わせ先】

町づくり観光課企画商工観光グループ 電話 34-2121 内線 221



2015年市町村振興宝くじ 一般財団法人 全国市町村振興協会 **7月8日(水) 同時発売** 発売期間:7月8日(水)~7月31日(金) 抽せん日:8月11日(火) この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。